|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 人間が生活していくときに，必ず参加せざるを得ない生活の集団ないし共同体を何というか。 |  |
| ２ | その著『政治学』で，「人間は社会的（ポリス的）動物であり，国家をもたぬ者は劣等人であるか，超人である」とした古代ギリシアの哲学者は誰か。 |  |
| ３ | 個人間，個人と集団，集団相互のさまざまな利害を調整したり統合したりして，社会全体として均衡・秩序を形成・維持するための機能ないし作用を何というか。 |  |
| ４ | 政治がその役割を果たすために，集団内部の構成員の行動を強制的にコントロールする力を何というか。 |  |
| ５ | 権力による支配が安定するためには，権力の行使に対する被治者の同意ないし承認が不可欠になる。この被治者が支配を受け入れる根拠を何というか。 |  |
| ６ | 支配の類型のうちで，身分的な秩序が支配する前近代的な社会において，伝統に則しているという形でその正当性を樹立する支配を何というか。 |  |
| ７ | 支配の類型のうちで，個人の超人的な資質に基づいて行われる支配を何というか。 |  |
| ８ | 支配の類型のうちで，明示された規則や法の正当性に基づいて行われる支配を何というか。 |  |
| ９ | 支配の正当性の根拠に応じて三つの類型に区分し，近代社会においては合法的支配が最も重要であるとし，その典型として，官僚制を分析したドイツの社会学者は誰か。 |  |
| １０ | 一定の地域を基盤にし，そこに住む住民の社会生活の秩序を維持管理するために強制力をもち，政治的・社会的および経済的機能を果たす組織を何というか。 |  |
| １１ | 社会の秩序や統制を維持するために，強制的裏づけをもち，人々の外面的行為を規制する社会規範を何というか。 |  |
| １２ | 国家が法に基づき政治的機能を果たすときに，国民に対してもつ主な強制力には，どのようなものがあるか。 |  |
| １３ | 社会の秩序や統制を維持するために，社会がその成員に対して命じたり禁じたりする，一定の価値基準と行為の様式を何というか。 |  |
| １４ | 社会規範の一種であるが，外面的行為を規制する法とは異なり，個人のなかに内面化された内的規範として，行為の善悪の判断基準となるものを何というか。 |  |
| １５ | 権限のある機関によって制定された文書に表された法を何というか。 |  |
| １６ | 成文法に対する概念で，文章化されていないが，慣習・判例によって認められている法を何というか。 |  |
| １７ | 広い意味では法と同義であるが，狭い意味では憲法のもとに議会によって定められた法規範を何というか。 |  |
| １８ | 行政機関が制定する，議会が制定した法律の範囲内において住民を拘束する法規範を何というか。 |  |
| １９ | 地方公共団体が日本国憲法の地方自治の本旨にのっとり，法律の範囲内で制定・改廃することのできるものを何というか。 |  |
| ２０ | 憲章，協定，規約，宣言，議定書，覚書なども含めた文書による国家間の法律的合意を何というか。 |  |
| ２１ | 慣習が国民の法意識によって確認され，法として認知された不文法を何というか。 |  |
| ２２ | 裁判所における長年の判決例によって成立する不文法を何というか。 |  |
| ２３ | 古代ギリシアに源流をもち，近代ではグロティウスに始まる，国家が成立する以前，あるいは国家をこえて，人間の本性（理性）に根ざした普遍的な法を何というか。 |  |
| ２４ | 自然法に対置される概念で，立法機関などによって制定された法を何というか。 |  |
| ２５ | 国家が成立するための必要要件で，国家の三要素と呼ばれるものは何か。 |  |
| ２６ | 著書『一般国家学』などにより「国家の三要素」を提示したドイツの法学者は誰か。 |  |
| ２７ | 国家がその支配下にある集団や国民に対して行使しうる最高絶対の権力で，外国からの干渉を排除し，その独立性を主張しうる権力を何というか。 |  |
| ２８ | フランスの政治思想家で，その著書『国家論』（1576年）で，国家の主権の絶対性を主張したのは誰か。 |  |
| ２９ | ラスキらによって主張された，国家は他の社会集団に対して優越した絶対的支配権をもつものではなく，政治権力を委ねられた他の集団と同格の機能集団であるとする国家観を何というか。 |  |
| ３０ | マルクスらによって主張された，国家の本質を支配階級が人民支配のためにつくり出した体制と考え，国家を人民に対する搾取や抑圧の機構と考える国家観を何というか。 |  |
| ３１ | スペンサーらによって主張された，国家を一つの生命体と考え，個人は国家の部分で，国家のために機能を分担し，全体に奉仕するものとする学説を何というか。 |  |
| ３２ | イェリネックらによって主張された，国家そのものが主権者で，法的行為は機関が遂行すると考え，国家を法的な主体としての法人とする学説を何というか。 |  |
| ３３ | 21世紀の現代においては，環境破壊，戦争，貧困などの問題に対して，従来の国民国家の枠をこえた人類の協力で解決をめざす必要があるという，地球全体を一つの共同体とする現象や考え方を何というか。 |  |
| ３４ | 経済，人権，安全保障などさまざまな分野において，従来の国家や民族の枠をこえて活動が行われる現象を何というか。 |  |
| ３５ | 政府や政府関連の機関ではなく，国家の枠をこえて人権保障，平和，環境などの分野で活躍している民間団体を何というか。 |  |